

志布志市庁舎等の在り方検討委員会（令和3年度第1回）

関係資料

資料名	ページ
志布志市庁舎等の在り方検討委員会（令和2年度第3回）会議の概要	1～10
中間意見の取りまとめ	11
地域別人口の推移と将来推計（志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン抜粋）	12
庁舎位置の方式	13
新庁舎建設試算（旧総務省地方債同意等基準）	14
新庁舎建設試算（国土交通省新営一般庁舎面積基準）	15
志布志市管内図	16

志布志市庁舎等の在り方検討委員会（令和２年度第３回）
会議概要

開催日時	令和３年２月５日（金）１３：３０～１４：４５
開催場所	志布志市役所志布志庁舎４階庁議室
出席委員	鱒坂徹委員長（鹿児島大学理工学研究科（工学系）教授） 片野田拓洋委員（鹿児島大学法文学部准教授） 畑山昭俊委員（志布志市校区公民館連絡協議会） 吉國政信委員（志布志市認定農業者会） 福田快文委員（株式会社 志布志まちづくり公社） 井沼正典委員（志布志市港湾振興協議会（志布志サイロ 株式会社代表取締役社長）） 嶽野拓郎委員（公益財団法人 新大隅青年会議所） 有馬美津枝委員（社会福祉法人 志布志市社会福祉協議会）
欠席委員	下曾小川省一委員（特定非営利活動法人 三方良） 田代雅美委員（志布志市PTA連絡協議会） 崎田三奈委員（子育て世代） 田川貴雄委員（移住者）
事務局	西 洋一（企画政策課長） 橋本淳二（企画政策課長補佐） 岩崎浩二（企画政策課長補佐） 横峯博人（企画調整係長） 折田祐二（企画調整係主査） 草野頌平（企画調整係主事）
関係課長等	北野 保（総務課長） 折田孝幸（財務課長） 小山錠二（有明支所長） 中吉広志（松山支所長） 河野穂積（総務課危機管理監）

会議の概要

1 開会

2 委員長挨拶

鯨坂徹委員長挨拶

3 議事

(1) 前回会議の振り返り

前回の会議において、委員長から説明をいただきたい旨の要望のあったデジタル化に関する取組（配付資料7 P10～11）について、説明（テレビ会議システムの概要を含む。）を行う。

<委員の意見>

D委員：素晴らしいテレビ会議システムだと思うが、これを本庁支所間だけで使用するというのは非常にもったいない。今後、県や近隣市町村とつなぐような計画はあるか。

事務局：現在、そのような計画はないが、将来的・機能的には可能と考えている。

D委員：必要に応じて、警察・消防とのオンライン化というのも有効ではないか。

事務局：現在は、セキュリティを重視して庁内LANを使用している。セキュリティの問題が懸念される。

D委員：将来の課題である。

事務局：セキュリティ対策が構築できれば、可能と考えている。

A委員：例えば、議会の委員会でテレビ会議を使用する予定はあるのか。

事務局：今のところ、委員会で使用する予定はない。議場と委員会室があるので、それぞれ審議が行われることになる。テレビ会議システムは庁議室に設置しており、各支所も同様である。システム自体の移動はできないので、庁議室でしか使用できない。

A委員：各支所の職員は各支所で、議員は志布志庁舎で、それができれば一番便利だと思うが。早急に取り組んで欲しいと思う。

C委員：システムの導入経費と後年度のメンテナンス費用は、どうなっているのか。

事務局：導入経費は、本庁支所含めて約900万円である。テレビが約55万円、上のカメラが約80万円である。あとはライセンス料、雑費等であり、金額的には大きくなっている。5年間はメンテナンス込みの費用となっており、ライセンス料は発生しない。よって、来年度以降の費用は発生しない。

C委員：今後5年間はこの900万円でまかなえるということであるが、これ

は国のコロナ関係の臨時交付金か。

事務局：交付金対象にはなると思うが、市民向けの様々な事業があり、その上限額をもう既に超えている。このシステムについては、ふるさと志基金を充てている。最終的に決算がどうなるかはわからないが、交付金事業のメニューに入れ込むことは可能である。

C委員：自治体や警察・消防とこのシステムを共有する場合は、同じシステムを導入しないとイケない。そこの問題をどうするのかを国のデジタル庁で考えていくことになるかと理解している。このシステムに限らず、住民票のシステムも含めて、自治体ごとに違う会社のシステムで、会社が違えばつなげない、共有が進まないこともあり、国がデジタル庁で解消を図っていくと思う。

(2) 本庁機能全体の移転について

事務局において、会議資料（配付資料6）の説明を行う。

<委員の意見>

D委員：1番（配付資料6 P 4）に増築、別館建設等の新たな庁舎整備は行わず、志布志庁舎、松山庁舎及び有明庁舎を有効に活用するとあるが、これは基本的にはそれぞれの庁舎を有効に利用することで、必要十分な行政サービスが担保されていることを条件に、これらの現有の施設を有効利用するとした方がよいと考える。

委員長：現有施設で十分な市民サービスが提供できるのであればということではよいか。

D委員：そのとおりである。行政サービスが低下しないというのが前提である。

A委員：3番（配付資料6 P 4）の市民サービスの低下を招かず、市民の利便性に支障がない場合においては、民間施設等を必要最小限の経費で整備することにより利活用の検討を行うこととはどういう意味か。市民に支障がない場合は、民間施設の利用を検討する必要はないのでは。

事務局：これまで様々な意見が出た中で、市民サービスに影響を与えるということをも十分考慮した上で施設が足りないということであれば、民間施設等も視野に入れて最小限の経費で利用することも選択肢の1つとして考えていいのではないかと意見があり、それを踏まえたものである。前提としましては、市民サービスを低下させずに、本庁機能を集約することで更に市民サービスの向上が図られるということでの、周辺施設の活用、本庁集約するための活用ということでお示ししているところである。

A委員：市民の利便性に支障がない場合は、必要ないのでは。

D委員：民間施設等を使用するが、現状の庁舎と同様の機能・サービスが提

供できるのであれば、例外的に民間施設等の使用も検討の視野に入れるという意味では。民間施設を活用するのはいいが、不便だとか、使いづらいたとか、今と同じように機能・サービスが提供できない場合には、意味がないということになってしまう。

A委員：そういうことであれば、1番と少し矛盾するのでは。

事務局：お示ししている意見の取りまとめ（案）については、1つの方向性というものではなく、これまで出された意見を記載している。相反する意見もあったことから、取りまとめ（案）としてお示している。

D委員：1番（配付資料6 P 4）は増築・別館建設の新たな建設ということであり、3番（配付資料6 P 4）は別に新たに造らなくても民間施設を利用するという意味で、矛盾はしてないと思う。

事務局：2番（配付資料6 P 4）については、産業構造に応じた分庁方式とあり、これは本庁機能全体の集約をするという意味では相反する意見だったと思う。

D委員：1番（配付資料6 P 4）は、できる限り現施設を有効利用していくことを最大限考えるということで、それでも足りなければという意味では。

A委員：そういうことであれば、「支障がある場合」という表現の方がよいのでは。

事務局：本庁機能を集約する場合というのが前提の意見だと思う。集約する場合に、市民サービスの低下を招かないとか、利便性に支障がない場合においては、民間施設を利用して本庁機能を集約するという意見だと思う。

民間施設を利用することで、窓口が分散し、手続に支障があると不適当である。1箇所で手続が全部できれば利便性に支障がないということになるので、その場合には、民間施設の利用を検討するということである。

A委員：3番（配付資料6 P 4）は人を動かす場合であり、1番・2番（配付資料6 P 4）を考慮すると、もう新たに人を動かす必要はないという考え方になる、デジタル化になった場合に。産業構造に応じた分庁方式は、志布志庁舎、有明庁舎があり、有明庁舎にはいろんな課がある。それはそのまま今の状態で使用すれば、新たに志布志庁舎に職員を動かす必要もないし、テレワーク・テレビ会議を使用すれば、そういう必要性もない。これ以上志布志の方に職員を動かすのではなく、そういった技術も使いながら、今のままで有明も松山も志布志も使用する。その方が経費も掛からないし、新しい施設を造る必要もないし、増築する必要もないし、新たに民間の施設を活用する必要もないと思う。

事務局：それぞれ個別に考えると方向性が見えなくなってしまうので、4番

(配付資料6 P 4)も踏まえながら機構改革とか、機能も調整しながら全体的を考えていくというのも1つの意見であるという捉え方をしているということかもしれないが、それぞれ独立して考えるのではなく、これらを全体的に考えながら進めていった方がいいということだと思う。

A委員：1つの意見を出す場合は、それがあつて程度明快な意思を持ってないと、様々な受け取られ方のある意見は非常に危険である。

事務局：検討委員会の調査研究の中で様々な意見があつて当然だと思う。デジタル化で極端な話、将来的に窓口に行かなくても手続きができる時代になるかもしれないし、組織機構改革で今後の市の体制も明確にどうなるかわからないこともあり、ある程度含みを持たせた選択肢を示すことで取りまとめることができたらと考えているところである。あくまでも、本日の委員の皆様の意見を取りまとめるということで、委員の皆様に議論していただきながらお示ししていただければと思う。

A委員：基本的に動かさないという考え方である。今回の本庁舎移転については、意見がだいぶ分かれた。5年後には全ての機能が志布志に移るという感覚で不安を持っている市民が多い。それを1つ払拭する意味で出席している。繰り返しになるが、最初に本庁舎移転の説明があつたときにそのような説明だった。とりあえず、志布志庁舎に管理部門を移して、5年の間に移転させると。住民が聞いているのはそこまでである。その後の説明は直接住民にされたことはない。そこに住民は不信感を持っている。その部分を議会にはある程度説明されたかもしれないが、住民には何ら説明することなく、今がある。5年後にここに移るのか、移らないのかというのは住民にとっては重大な関心である。そこをしっかりとまます混乱すると思う。そこも全く切り離して議会で説明されたと思うが、本来最初の時点からそこまで考えた計画の中で議会の承認も得べき、住民への説明も行うべきだったのでは。それをされずに管理部門の移転だけを先にしたから、余計みんな不安に思っている。本来こういう話し合いはここに移す前にやるべき議論であり、そこに非常に失望を感じている。

委員長：私見ですが、1～5(配付資料6 P 4)の順番が分かりにくいので、今の意見を踏まえて、一番最初に2番の分庁方式を示してから、次を読んでいくと分かりやすいと思う。順番を少し変えてみたらどうか。最初に分庁方式を示せば、なくなりほしくないという意味になる。その際に、新たな庁舎整備は行わずに有効に活用すると。その次に今回のコロナのようなことが起こって保健所との関係が出てくるし、機構改革とかに影響があるかもしれない。そうなれば、3番の話が出てくる可能性がある。そうい

う順番で読むと分かりやすいと思うが。

A委員：4番（配付資料6 P 4）の行政のデジタル化を踏まえるということも、2番（配付資料6 P 4）の1つの実行の手段だと思う。

委員長：順番を入れ替えるということと、この5つ以外に何か加えたり削除したりするものがあれば、御意見いただきたい。

C委員：この取りまとめは、完成した段階で議会や市長に示すのか。

事務局：この検討委員会は、まず、第1段階として本庁機能全体の移転について協議し、第2段階として3つの庁舎があり、それぞれ耐用年数があるので新庁舎建設についても検討していくということでスケジュールを組んでいる。今回、経過報告ということで本庁機能全体の移転について中間の取りまとめができれば、その内容を議会に報告して、最終的に第2段階の新庁舎建設を含め、庁舎の在り方について検討し、検討委員会としての提言書を市長に提出できたらと考えている。

C委員：5番（配付資料6 P 4）の税法上の耐用年数と建物本来の耐用年数が違うことについて、前回欠席したので、出席した方はどちらが長くてどうだというのがわかると思う。様々な選択肢というところも、例えば具体的にどんなものがあるのかこれを見ただけではわからない。様々な選択肢の具体的な例や税法上の耐用年数の方が短いということが分かった方がいいと思う。

委員長：税法上の耐用年数は50年であるが、実際の建物はもっと長く使えるということである。

C委員：税法上の耐用年数を過ぎても、補修をしながら使用することができるという話だと思うが。

委員長：問題なく使用できる。

C委員：前回の議論に参加していたら分かると思うが、これを読んだだけでは分かりにくい。

委員長：私が追加記載を依頼したところですが、意見交換をする中で、減価償却が50年で、50年経ったら建て替えると思われている方が非常に多い。欧米では、建物を長く使用しているところが多い。そういう意味で、少し理解していただければと思う。逆にあと何年だからこれ壊して次を建てる計画をしなくてはいという切迫感を持たなくてもいいということを理解していただければと思う。

事務局：様々な選択肢の具体例は。

委員長：例えば、改修して使い続けるっていうことである。

A委員：この発端になったのが松山の庁舎である。松山の庁舎の耐用年数があと9年でそれをどうするのかということである。あと9年というわけで

はないという話になったことから難しい。松山の庁舎をいつまでに改修するという目標を持たないと事が進まないと思う。公共施設の関係で総合的に複合化した施設に検討するという案があるが、その中で何年後くらいにはそういうふうにしようというのがないと難しいという話からこの話も出てきたと思うが。

事務局：現実的にはいろんな公共施設があり、庁舎だけが公共施設ではない。公共施設の個別管理計画を策定し、総合的な意味で、例えば学校の統廃合であったり、地域コミュニティの形成の在り方であったり、これらを横断的に結び付けながら、施設の管理を今後どうやって行くのかを検討する必要がある、同時並行でやっていかないといけないと考えている。施設を庁舎でも学校でも残すとか残さないとか、地域全体を見ながら、耐用年数や老朽度も見て展開していかないといけないと思う。このようなことから、庁舎をいつ建設する、改修するっていうのは中々言えないところである。そこの結び付きを今後展開していく必要があると考えている。

委員長：志布志庁舎の耐用年数はあと何年か。税法上でいくと。

事務局：21年である。

委員長：そうすると、また10年くらい前から新庁舎の建設を考えるとかではなく、逆にもっと使用し続けていくということを考えて方がいいと思う。場所も非常にいいし、津波の浸水想定よりも高い。その代わり、改修するときには、建替え経費の7割ぐらいを掛けて徹底的にやる方がいいと思う。7割掛けるなら建て替えた方がよいという考え方もあるが、環境的には建物の廃棄物が多量に出る。新築するときには、かなりの二酸化炭素が出る。それを踏まえて、これからの時代は躯体だけは使い続けていくということが1番メリットがある。このような改修の検討がされないで、50年経ったら壊す、建て替えることが当たり前になっている。そういった意味で少し触れておいた方がいいのかなと考えている。上手に改修すると新築同様の機能になるし、実際にそのような庁舎が現にある。減価償却で50年経ったから国会議事堂を建て替えるという話しは起きていない。少し気が付いていただければと思う。

A委員：非常によくわかる、二酸化炭素の排出とかそうなった時に、耐用年数が短いのは松山だから松山が先とかそういう問題が出てくると思う。そこ辺をどう調整していくのか。順番とかではなく、今からの建設の中で必要なことだと思う。

委員長：事務局から先ほど説明があったとおり、市全体の公共施設がかなりあることから、それを順番にどうするのかを検討していくことになる。もう少し内容を分かりやすくということでもよろしいか。他に何か追加するこ

とは。

D委員：南海トラフ等の災害に対する対策については、何も入っていない。本庁機能全体の移転を考えるとときに、それをどうするかということが当然ある。前回は港の材木をどうするのかという話もした。そういった意味で災害面に何か触れておいた方がいいと思う。避けて通れない問題だと思う。地震は大丈夫なのか。

委員長：この辺りで震度6強が最大としたら、6強で計算して建物が持てば今のところ安泰という判断だと思う。南海トラフ等での災害が起こったとき、庁舎機能を今後検討していくとかそういうことを少し加えるということでしょうか。そういった意味では、分庁舎っていうのはよいと思う。志布志がダメになったときに松山とか有明で拠点を移して対策ができるとか。データもバックアップして、それがどちらかの庁舎で使えるっていうのが一番いいと思う。東北の震災の時は住民票台帳から全てなくなった。災害のことは全く触れてないので、追加記載した方がよいと思う。

A委員：基本的にこの考えがいいと思う。本庁舎移転をして5年後にという話は、コロナ禍以前である。コロナを機にリモート、集約よりも分散。その中でデジタル化とかが新たな流れになっている。3つ庁舎の機能を充実させながら整備することは、災害にもより強い今からの庁舎の在り方として素晴らしいと思う。地球環境の問題も出たが、山があり、畑があり、谷を守らないといけない。山間部の松山もきちっとそこで拠点を作って、有明は有明できちっと作っていくと。そういった3つの機能を充実させながら、分散させていくという考え方がいいと思う。

F委員：今後25年後くらいには、人口が2万人くらいになり、ここに居られる方々も高齢化していると思う。税収も少なくなり、若い方もいなかったら更に税収は少なくなることを考えると、5番（配付資料6P4）の様々な選択肢というところで、人口が変化していくことも踏まえていただければありがたいなと思う。

G委員：増築、別館建設、分庁どれになるか分からないが、3番（配付資料6P4）の市民サービスの低下とか、市民の利便性の支障という考え方ではなく、市民サービスの向上とか、利便性のアップにつながるような移転になればと思う。今後のデジタル化・耐用年数・行政機能のことを考えたら難しいと思うが、そこを第一に考えていただければと思う。

事務局：今いただいた意見の中で特にこの5項目をお示したところですが、6項目に災害に関する事項を追加することと、市民サービスの向上という部分を1項追加したいと思う。

D委員：高齢化社会を踏まえた対応を含めて。デジタル化を進めるのと同じ

で、デジタルデバイドじゃないが、ついていけない高齢の方がたくさんいるのでは全く意味がない。

委員長：追加記載することを検討していただいてもよいか。

I 委員：今3万ちょっとですけど。30年後、50年後どうなっていくのか。産業構造も変わっていくということであれば、志布志だけが人口が減らず、産業が変わらずに今のままということは絶対はない。アナログからITに、ITからデジタルに変わる。そういう先進技術を取り入れて、費用対効果を考えると、機械を入れたら人が減り、人件費が減る。全体の人口も減る。デジタル化になった民間は、ほとんどがシェアで自分のデスクはない。新しい発想で、庁舎を作っていく。会議もテレビ会議になり、会議室は要らなくなる。自分のデスクで自分の部屋で会議もでき、移動しなくもよい。様々な発想が出てくると思う。あるものをしっかりイノベーション、そしてリノベーション両方一緒に考えていかないといけない。費用対効果を含めて。委員長が言われた耐用年数の考え方は大変素晴らしいと思う。100年使っても修理をしたり、メンテナンスをすれば、十分可能だと思う。そういうことも踏まえて、4番（配付資料6P4）の時代の変化に対応した行政機能の効率化を図る。これは誰に対して効率化を図るのか。効率化っていうのは、内向きか外向きか。時代の変化に対応して行政サービスを図ることであれば、市民の皆さんが見たときになるほどとなる。自分たちのためにやっているのかなというふうに捉えられないのかと思う。

委員長：内向きな行政機能の効率化ということか。それとも内向き外向き両方の意味か。

事務局：手続のオンライン化など、そういう意味では外向きな部分もある。

委員長：自宅で住民票が取れるようなことだと思うが。

事務局：行政機能の効率化を図り、行政サービスの向上を図る。そういうことか。

委員長：そういうことだと思う。

A 委員：効率化はあまりいいイメージがない、地域住民にすれば。

事務局：本日いろいろ御意見いただいて、文章として整理できていないので、一旦持ち帰って整理させていただきたい。取りまとめを整理した上で委員長と協議して、委員の皆さんに送付したいと思う。

委員長：事務局と協議後に皆さんに送付するということでよいか。

事務局：いただいた御意見は、今回の本庁機能全体の移転の取りまとめであるが、将来的に次の段階の新庁舎の建設の協議の中でも議論になってくることだと思う。行政のデジタル化も含めて。最終的に提言書という形でまとめますので、その時点でまた今回の御意見と次の段階の御意見を集約し

て作っていただければと思う。

委員長：来年に向けてのたたき台になると思う。

B委員：前は欠席でしたが、内容的には意見の取りまとめ（案）を見た感じでは、これでいいのかなと思う。

委員長：ありがとうございます。では、以上でよろしいでしょうか。意見の取りまとめを事務局にお願いして確認するというところで閉めさせていただいて、今年度の取りまとめにしたいと思う。反対意見なければ多数決になりますので多数ということでもよろしくお願ひしたい。

4 その他

次回の開催は、4月以降に委員長と事務局で調整した上で、各委員に連絡する。

5 閉会

庁舎等の在り方に関する意見の中間取りまとめ

志布志市庁舎等の在り方検討委員会

本検討委員会のこれまでの議論を踏まえ、庁舎等の在り方（本庁機能全体の移転）に関し、中間意見として下記のとおり取りまとめる。

記

- 1 産業構造に応じた分庁方式の検討を行うこと。
- 2 大規模な増築、別館建設等の新たな庁舎整備は行わず、志布志庁舎、松山庁舎及び有明庁舎を有効に活用すること。ただし、これらの庁舎で十分な市民サービスの提供が担保されることを条件とする。
- 3 本庁機能を集約する場合は、市民サービスの低下を招かず、市民の利便性に支障がないことを確認し、志布志庁舎周辺の民間施設等を必要最小限の経費で整備することにより利活用を図ること。
- 4 行政のデジタル化を踏まえ、時代の変化に対応した市民サービスの向上と行政機能の効率化を図ること。
- 5 建築物の税法上の減価償却に係る耐用年数は、建築物本来の物理的な耐用年数より短いことを踏まえ、耐用年数が経過したから建て替えるということではなく、全ての設備を入れ替える等の大規模な改修をして、現庁舎を使い続けるなど、様々な選択肢を考えながら議論していくこと。
- 6 地震、津波等の大規模災害に備え、救助活動や災害復旧活動の拠点としてのそれぞれ庁舎の機能が維持されるよう対策を講じること。
- 7 人口減少、少子高齢化等を踏まえ、人口や職員の数に応じた規模の庁舎とし、更なる市民サービスと市民の利便性の向上を図るための本庁機能の移転とすること。

志布志市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン（P 4 抜粋）

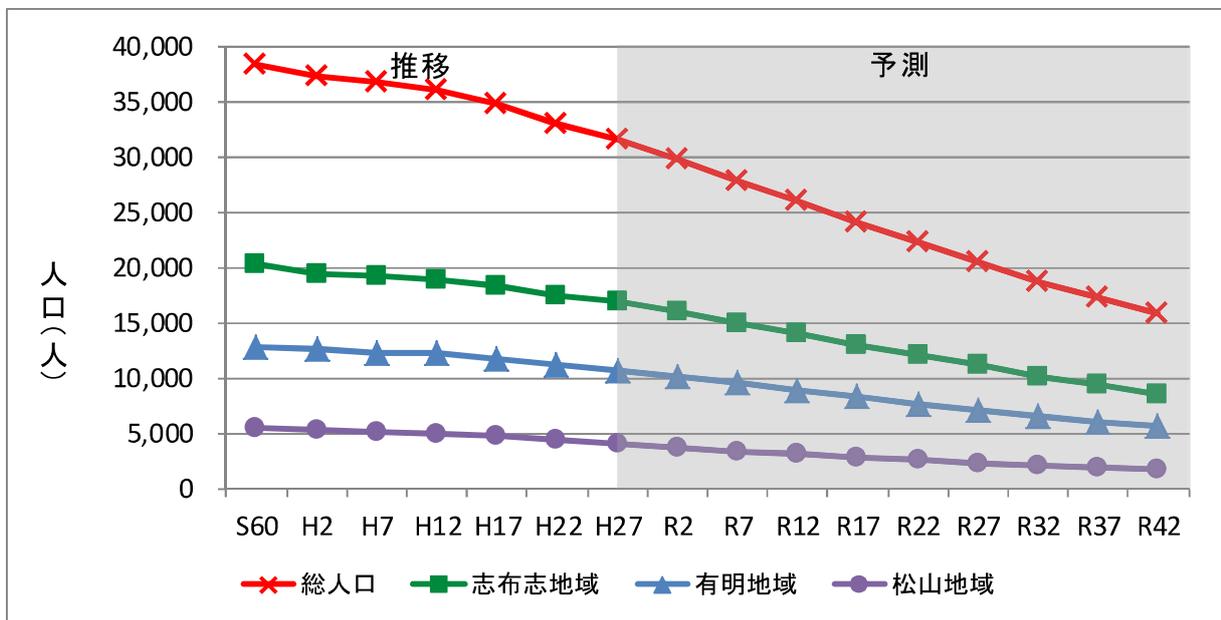
（２）地域別人口の推移と将来推計

志布志市を構成する３地域ともに人口減少の傾向にあります。昭和 60（1985）年から平成 27（2015）年にかけての人口減少率を比較すると、松山地域が 26.8%と唯一 2 割を超えています。

志布志市全体と同様の人口動態を示した場合の人口推計では、令和 42（2060）年の 3 地域の人口は、平成 27（2015）年の約半数に減少すると予測されています。

また、平成 26（2014）・令和元（2019）年の地域別人口を比較すると、全ての地区において、人口が減少しており、四浦地区、田之浦地区、森山地区、潤ヶ野地区においては、減少率が 15%を超えています。

地域別人口の推移と予測



地域別人口(人)の推移	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
志布志市	38,387	37,316	36,694	35,966	34,770	33,034	31,479
志布志地域	20,248	19,350	19,216	18,825	18,327	17,463	16,820
有明地域	12,703	12,677	12,322	12,174	11,777	11,248	10,682
松山地域	5,436	5,289	5,156	4,967	4,666	4,323	3,977

地域別人口(人)の予測	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
志布志市	29,732	27,846	25,946	24,111	22,269	20,436	18,715	17,177	15,784
志布志地域	15,933	14,980	14,003	13,034	12,059	11,086	10,164	9,329	8,562
有明地域	10,134	9,513	8,881	8,280	7,674	7,069	6,501	6,000	5,548
松山地域	3,667	3,359	3,070	2,809	2,554	2,302	2,072	1,872	1,697

※総務省「国勢調査」、まち・ひと・しごと創生本部提供「将来人口推計のためのワークシート」より作成

※各地域の将来推計にあたっては、志布志市全体の人口動態を基準としている

※各地域それぞれについて推計を行っているため、各地域の人口の合計は志布志市全体とは一致しない

地域別人口(人)の予測	R 2	R22	増減数	増減率
志布志市	29,732	22,269	▲ 7,463	▲ 25.10
志布志地域	15,933	12,059	▲ 3,874	▲ 24.31
有明地域	10,134	7,674	▲ 2,460	▲ 24.27
松山地域	3,667	2,554	▲ 1,113	▲ 30.35

庁舎設置の方式

区分	本庁方式（本庁支所方式）	分庁方式	総合支所方式
概要	全ての課を本庁に集約する方式（支所は窓口機能のみ）	課単位で分割して庁舎に配置する方式	本庁に全ての課を集約し、管理部門以外の課を支所に配置する方式
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 職員が集約し、事務の効率化が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 既設庁舎の利活用が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の利便性が高い。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 地域によっては、市民の利便性が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 部門ごとに窓口が分散し、市民がわかりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理部門以外の業務を3箇所で行うため、非効率的である。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 本庁所在地が合併後の各地域からのアクセス面で支障を来すおそれが少ないと判断された場合に採用されることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 対等合併の要素が強い場合に採用されることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 合併時の混乱や行政サービスの低下を防ぐための暫定的措置と言える。

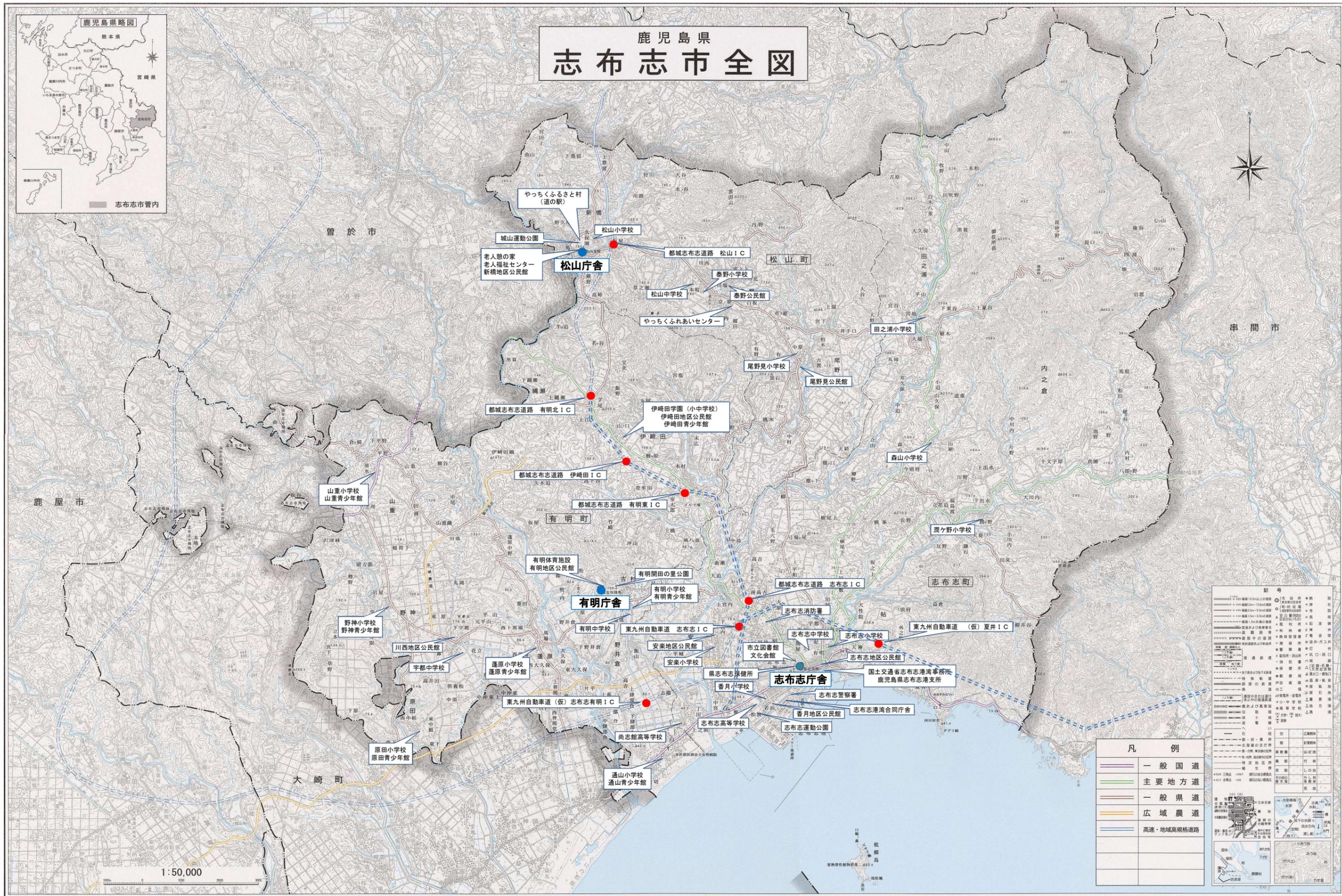
旧総務省地方債同意等基準

事務室	区分	職員数 (人)	換算率	換算職員 数(人)	基準面積 (㎡)	算定面積 (㎡)
	三役	3	12	36	4.5	162
	課長級	18	2.5	45		202.5
	補佐・係長級	73	1.8	131.4		591.3
	一般級	151	1	151		679.5
	一般級(会計年度 任用職員)	105	1	105		472.5
	合計	350		468.4		2,107.8
	倉庫	基準	事務室の面積×13%			
積算		$2,107.8\text{㎡} \times 13\% = 274.01$				
会議室等(会議室、電話交換室、 便所、洗面所その他の諸室)	基準	常勤職員数×7.0㎡				1,694.00
	積算	$242\text{人} \times 7.0\text{㎡} = 1,694.0\text{㎡}$				
玄関等(玄関、広間、廊下、階 段その他の通行部分)	基準	上記の合算面積×40%				1,630.33
	積算	$4,075.81\text{㎡} \times 40\% = 1,630.33\text{㎡}$				
議事堂(議場、委員会室及 び議員控室)	基準	議員定数×35㎡				700.00
	積算	$20\text{人} \times 35\text{㎡} = 700\text{㎡}$				
合計						6,406.14

国土交通省新営一般庁舎面積基準

室名	摘要					算定面積 (㎡)
事務室	区分	職員数	換算率	換算職員	基準面積 4.5	
	三役	3	10	30		
	課長級	18	2.5	45		
	補佐・係長級	73	1.8	131.4		
	一般級	151	1	151		
	一般級(会計)	105	1	105		
	合計	350		462.4		2,080.8
会議室	基準	職員100人当たり40㎡とし、10人増すごとに4㎡増加				140.0
	積算	職員300人→3×40㎡=120㎡ 職員50人→5×4㎡=20㎡				
倉庫	基準	事務室面積×13%				270.5
	積算	2,080.8㎡×13%=270.5㎡				
宿直室	基準	1人まで10㎡(3坪)とし、1人増すごとに3.3㎡(1坪)を加算する。				10.0
	積算	1人分				
庁務員室	基準	1人まで10㎡(3坪)とし、1人増すごとに1.65㎡(0.5坪)を加算する。				—
	積算	—				
湯沸室	基準	6.5㎡(2坪)～13㎡(4坪)を標準とする。				14.0
	積算	—				
受付及び巡視溜	基準	1.65㎡(0.5坪)×(人数×1/3)を標準とし、6.5㎡(2坪)を最小とする。				—
	積算	—				
便所及び洗面所	基準	職員150人以上の場合、職員1人当たり0.32㎡				112.0
	積算	職員350人×0.32㎡=112㎡				
医務室	基準	職員350人以上の場合、95㎡				—
	積算	—				
売店	基準	全職員150人以上に設け、1人当たり0.085㎡とする。				29.7
	積算	職員350人×0.085㎡=29.75㎡				
食堂・喫茶	基準	職員350人以上の場合、161㎡				—
	積算	—				
理髪室	基準	職員290人以上の場合、30㎡				—
	積算	—				
小計①						2,657.0
機械室	基準	小計①が2,000㎡以上3,000㎡未満の場合、436㎡(冷暖房)				436.0
	積算	—				
電気室	基準	小計①が2,000㎡以上3,000㎡未満の場合、78㎡(高圧受電)				78.0
	積算	—				
自家発電気室	基準	小計①が5,000㎡以上の場合のみ				—
	積算	—				
小計②						514.0
玄関、広間、廊下、階段室	基準	上記面積合計(別棟のものを除く。)の35%とする。				1,109.8
	積算	2,657㎡+514㎡=3,171㎡×35%=1,109.85㎡				
車庫	基準	大型車(トラック4トン積程度)1台につき20㎡(6坪)、中型車(乗用車)1台につき18㎡(5.5坪)、小型車1台につき13.2㎡(4坪)とする。				644.0
	積算	大型車(マイクロバス)1台×20㎡=20㎡				
		中型車20台×18㎡=360㎡ 小型車20台×13.2㎡=264㎡				
小計③						1,753.8
合計(小計①+②+③)④						4,924.8
議事堂、委員会室、議員控	基準	※基準なし。旧地方債同意基準参考(議員定数×35㎡)				700.0
	積算	議員定数20人×35㎡=700㎡				
④+議会関係						5,624.8

鹿児島県 志布志市全図



凡例

	一般国道
	主要地方道
	一般県道
	広域農道
	高速・地域高規格道路

記号

	市庁舎
	支庁庁舎
	市立図書館
	市立公民館
	市立中学校
	市立小学校
	市立青少年センター
	市立体育施設
	市立公園
	市立図書館
	市立公民館
	市立中学校
	市立小学校
	市立青少年センター
	市立体育施設
	市立公園